

番号	1
項目	日本国憲法を守り、市民の人権を尊重する市政の推進にあたられること。
<p>(回答)</p> <p>基本的人権を享有することは人類普遍の原理であり、日本国憲法において保障されています。</p> <p>また、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」においても、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」としています。</p> <p>日本国憲法をはじめとする諸法令を遵守しながら、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて取り組んでまいります。</p>	
担当	市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課      電話 : (06) 6208 - 7611

番号	2、
項目	<p>コロナ対策での大阪市の無策ぶりが際立っています。<u>PCR検査とワクチン接種の迅速化、いつでもどこでも無料の検査を、医療崩壊を招いた医療体制の早急な改善・強化 保健所体制をかつての状態に戻すこと。</u></p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>本市では限りある医療資源のもと、国の疑似症例の定義などにに基づき、発熱等の症状がある方や濃厚接触者などに対して迅速かつ確実にPCR検査を実施しています。</p> <p>検査体制につきましては、従来の「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関等に加え、関係機関の協力のもと、市内に5か所の検査場を設置・運営しています。</p> <p>また、保健所を介さず、地域の医療機関から直接受診調整ができる地域外来・検査センターの設置を進めるとともに、発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けることができる「診療・検査医療機関」が指定されています。</p> <p>さらに、令和3年2月から、高齢者や障がい者の入所施設において、また、7月からは通所系・訪問系サービス事業所等においても、従事者の新型コロナウイルス感染をできるだけ早い段階で見つけ、感染拡大リスクを減少させることを目的に、従事者に対して概ね2週間に1回のサイクルでPCR検査を実施しております。</p> <p>これらの取り組みに加え、クラスターの早期発見、早期対応に重点を置き、施設等で複数の陽性者が出た場合には幅広く検査を実施しています。</p> <p>医療体制につきましては、本市は、「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、大阪府と連携しながら医療提供体制の確保に取り組んでおり、大阪府においては、各感染拡大期に応じた確保計画に従い、重症病床、軽症中等症病床及び宿泊療養施設の整備を進めております。</p> <p>引き続き、関係機関との連携を図りながら、検査体制及び病床の確保等医療体制の拡充など感染拡大防止に向け取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0739</p> <p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課 電話：06-6241-6310</p> <p>福祉局 障がい者施策部 運営指導課 電話：06-6241-6527</p>

番号	2、
項目	<p>コロナ対策での大阪市の無策ぶりが際立っています。PCR 検査とワクチン接種の迅速化、いつでもどこでも無料の検査を、医療崩壊を招いた医療体制の早急な改善・強化 保健所体制をかつての状態に戻すこと。</p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>新型コロナワクチン接種につきましては、本市では、国の方針に基づき、11月末までに希望する市民の方への2回接種の完了を目指し、集団接種会場での1回目接種は、令和3年10月31日をもって終了としておりました。</p> <p>しかしながら、若年層を中心に更なる接種を促進するため、まだ接種がお済みでない方や新たに12歳に到達される方、転居等の事情により2回目接種が受けられなかった方を対象に、「やすらぎ天空館」で令和3年11月22日から、「城見ホール」で令和3年11月29日から、ファイザー社製ワクチンを用いた集団接種を一時再開しました。</p> <p>さらに、転居等の事情により2回目接種を受けられなかった12歳以上の方を対象に、「OCT」で令和3年12月11日からモデルナ社製ワクチンを用いた集団接種を一時再開いたします。</p> <p>なお、追加接種(3回目接種)については、国から、2回目接種を受けた18歳以上のすべての住民を対象に、2回目接種完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとされていることから、本市においては、12月1日から主に医療従事者への接種を開始し、以降、高齢者施設入所者、高齢者を含む一般の方々へと順次、接種を進めてまいります。</p> <p>また、国においては接種間隔の前倒しを検討しているところですので、今後、新たに国の方針が示された場合には、その内容を踏まえ対応してまいります。</p> <p>(令和3年12月9日時点)</p>	
担当	健康局 保健所 感染症対策課 電話：06-6647-0813

番号	2、
項目	<p>コロナ対策での大阪市の無策ぶりが際立っています。PCR検査とワクチン接種の迅速化、いつでもどこでも無料の検査を、医療崩壊を招いた医療体制の早急な改善・強化 <u>保健所体制をかつての状態に戻すこと。</u></p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>本市では平成12年度より1保健所24保健センターの地域保健体制のもと、本市の公衆衛生の維持向上に取り組んでまいりました。</p> <p>各区保健福祉センターにおいては、各種健康相談をはじめとする生活習慣病予防や子育て支援など市民ニーズに沿った保健事業の強化や、生活環境相談や生活環境学習会の開催など、住民に身近な保健サービスの充実に努めているところです。</p> <p>市全域を所管する保健所では、情報部門や調査研究部門の強化を図るとともに、環境や食品衛生にかかる監視指導の実施や病院・診療所などに対する医療指導、新型コロナウイルスなどの新たな感染症に対する健康危機管理体制の強化など、広域的・専門的な保健衛生の拠点施設としての機能強化を図っています。</p> <p>今後も各区保健福祉センターと保健所の役割分担と相互連携のもと、本市公衆衛生施策の充実に努めてまいります。</p>	
担当	健康局 健康推進部 健康施策課 電話：06-6208-9951

番号	2、
項目	命と暮らし、 <u>経営を守る施策の拡充を。全ての営業者に迅速な保障を。</u>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様への支援については、現在国等において、様々な施策が実施されています。本市では、次の施策を実施しております。</p> <p>(令和3年11月30日時点)</p> <p>(1) 大阪府が令和2年8月6日から20日までの間、大阪ミナミ地区の一部区域を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しまして、大阪府との共同により、「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給いたしました。</p> <p>(2) 大阪府が令和2年11月27日から12月15日までの間、大阪市北区及び中央区を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しましては、大阪府との共同により、「令和2年11月及び12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給いたしました。</p> <p>(3) 大阪府が令和2年12月16日から令和3年1月13日までの間、大阪市全域を対象に実施した、酒類の提供を行う飲食店等に対する休業要請等にご協力いただいた事業者に対しましては、大阪府との共同により、「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金(大阪市・府共同)」を支給いたしました。</p> <p>(4) 大阪府が令和3年3月1日から令和3年4月4日までの間、大阪市全域を対象に実施した、飲食店等に対する営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者に対しましては、大阪府との共同により、「第3期営業時間短縮協力金(令和3年3月大阪府・大阪市共同)」を支給しております。さらに大阪市では、第3期営業時間短縮協力金に加えて、月額賃料等に応じた独自の上乗せ協力金を支給しております。</p> <p>(5) 大阪府が令和3年4月25日から令和3年5月31日までの間、大阪府全域を対象に実施した緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給する「第5期営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乗せ協力金を支給しております。</p> <p>(6) 大阪府が令和3年6月1日から令和3年6月20日までの間、大阪府全域を対象に実施している緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給す</p>	

る「第6期営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乗せ協力金を支給しております。

- (7) 大阪府が令和3年6月21日から令和3年7月11日までの間、及び令和3年7月12日から令和3年8月1日の間、大阪府内全市を対象に実施しているまん延防止等重点措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた大阪市内の飲食店等の店舗に対し、大阪府が支給する「第7期営業時間短縮等協力金」と合わせて、支給日額の下限額が4万円となる水準まで、独自の上乗せ協力金を支給しております。また、大阪府が令和3年8月2日から令和3年8月31日までの間、大阪府全域を対象に実施している緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給する「第7期営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乗せ協力金を支給しております。
- (8) 大阪府が令和3年9月1日から令和3年9月30日までの間、大阪府全域を対象に実施している緊急事態措置に伴い、飲食店等に対する営業時間短縮要請等にご協力いただいた酒類提供を主として営業する一定規模以上の大阪市内の店舗に対し、大阪府が支給する「第8期営業時間短縮等協力金」に加えて、売上高等に応じた独自の上乗せ協力金を支給しております。
- (9) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる施設において、CO2センサーやアクリル板等のパーテーションを設置（令和2年4月7日から令和3年7月30日までの間に設置・購入したもの）した店舗を対象に、大阪府が支給する「大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金」において、大阪市内の飲食店等については、大阪府支援金の不足額に対し、1店舗あたり10万円を上限に独自の上乗せ支給をしています。
- (10) 新型コロナウイルス感染症のリスクを避け新しい生活様式に基づいた少人数での飲食店利用の促進・定着を図るため、大阪府と共同で、感染防止宣言ステッカー掲示などの条件を満たした飲食店で飲食をした場合にポイントを還元する「少人数利用・飲食店応援キャンペーン」を実施いたしました。（本市は大阪ミナミ地区の一部区域でのポイント上乗せ分を負担（本市の上乗せ実施期間は令和2年9月18日から11月15日まで））
- (11) 大阪府による飲食店に対する営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛要請等により、飲食店以外の事業者の経営も大きな影響を受けていることから、キャッシュレス決済を活用したポイント付与を通じた需要喚起により小売店舗等を支援するとともに、新しい生活様式に対応した店舗の利用促進やキャッシュレス決済の普及等を目的として、大阪ミナミ地区の一部区域において、令和2年11月16日から12月31日までの間、「ミナミで買い物！応援キャンペーン」を実施いたしました。
- 加えて、大阪市内全域の小売店舗等を対象とし、令和3年12月1日から31日までの1か月間、同様の支援内容で「買い物応援キャンペーン」を実施いたします。

(12) 大阪産業創造館の中小企業プラザにおいて、府市の経営相談窓口を集約し、中小企業の様々な相談に各分野の専門家が対応しています。

特に新型コロナウイルスの流行により、幅広い中小企業等への経営面、資金面への影響が懸念されることから、当該プラザにあります「大阪府よろず支援拠点」において『新型コロナウイルスに関する中小企業・小規模事業者相談窓口』を設置しております。

(13) 国が発動した危機関連保証やセーフティネット保証等に対応し、大阪府制度融資への申し込みが可能となる認定業務を行うなど、事業者の皆様の資金繰りの支援に取り組んでおります。

担当	経済戦略局	産業振興部	産業振興課（地域経済戦略担当）	電話：(06) 6615 - 3774
	経済戦略局	産業振興部	産業振興課（商業担当）	電話：(06) 6615 - 3781
	経済戦略局	産業振興部	産業振興課（経済振興担当）	電話：(06) 6615 - 3012
	経済戦略局	産業振興部	企業支援課（企業支援担当）	電話：(06) 6264 - 9834
	経済戦略局	産業振興部	企業支援課（資金支援担当）	電話：(06) 6264 - 9844

番号	2、
項目	命と暮らし、経営を守る施策の拡充を。すべての営業者に迅速な保障を。
<p>(回答)</p> <p>国土交通省からの通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食等を支援する緊急措置として、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組むテイクアウトやテラス営業を行う沿道飲食店等の路上利用にかかる占用許可基準を緩和しています。</p>	
担当	建設局 総務部 管理課 電話：06-6615-6688



番号	2、
項目	<p><u>命と暮らし、経営を守る施策の拡充を。</u>すべての営業者に迅速な保障を。</p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う融資・貸付や各種支援制度等の手続きに、市税に関する証明書を必要とする個人及び法人を対象とし、令和2年5月25日より、市税に関する証明書の交付手数料を免除しています。</p> <p>対象となる証明書は課税(所得)証明書、納税証明書、固定資産評価(公課)証明書です。ただし、コンビニエンスストアで取得される場合は、交付手数料免除の対象外です。</p> <p>(令和3年12月1日時点)</p>	
担当	<p>財政局税務部管理課</p> <p>電話：(06) - 6208 - 7773</p>

番号	2、	
項目	命と暮らし、経営を守る施策の拡充を。すべての業者に迅速な保障を。	
<p>(回答)</p> <p>大阪港湾局では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、さまざまな事業活動の運営に多大な影響が生じている状況を踏まえ、港湾施設使用料及び入港料の支払いが困難となっている事案、並びに行政財産の目的外使用許可又は普通財産等の貸付けにかかる使用料及び賃貸料の支払いが困難となっている事案について、支払期限延長の取扱いを定め実施しています。</p>		
担当	大阪港湾局営業推進室管財課 大阪港湾局計画整備部海務課	電話 : ( 0 6 ) 6 6 1 5 - 7 7 2 5 電話 : ( 0 6 ) 6 5 7 2 - 4 0 3 3

番号	2、
項目	命と暮らし、経営を守る施策の充実を。すべての業者に迅速な保障を。
<p>(回答)</p> <p>本市では、新型コロナ感染者が発生した保護施設に対し、感染状況や職員体制などに係る状況を聴き取り・把握するとともに、感染拡大防止のため、不足する衛生用品などを緊急的に提供しているところです。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、施設等の消毒費用や事業継続に向けた各種取組に必要な費用、いわゆる「かかりまし経費」についても、令和2年度に引き続き今年度も補助していきます。</p> <p>なお、令和2年2月17日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡『新型コロナウイルス感染症に係る保護施設の人員基準等の臨時的な取扱いについて』により、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合においては、保護施設における人員、施設・設備及び運営基準等の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとされています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 施設担当 電話：06-6208-8024

番号	2、
項目	命と暮らし、経営を守る施策の充実を。すべての営業者に迅速な保障を。
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和2年4月から、感染症が発生した高齢者の入所施設や介護サービス事業所に対し、感染状況や職員体制などサービス提供に係る状況を聴き取り・把握し、感染拡大防止策に関する指導・助言を行うとともに、不足する衛生用品などを緊急的に提供しているところです。</p> <p>また、感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的として支給する、「大阪市介護サービス事業所等に対するサービス提供体制確保事業補助金」いわゆる「かかり増し補助金」につきましても、実施しております。</p> <p>また、人員基準につきましては、介護サービス事業所がサービスの提供を継続できるよう、国から「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」等の通知が発出されており、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて、柔軟な取扱いが可能となっております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ） 電話：06-6241-6310

番号	2、
項目	命と暮らし、経営を守る施策の充実を。すべての業者に迅速な保障を。
<p>(回答)</p> <p>本市では、令和2年4月から、感染症が発生した施設・事業所に対し、感染状況や職員のシフトの確認などサービス提供体制に係る状況を確認するとともに、感染拡大防止策に関する指導・助言を行ったうえで、一時的に不足する衛生用品などを緊急避難的に提供しているところです。</p> <p>また、職員に感染者等が発生した場合には、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障がい福祉サービス等を継続して提供いただけるよう、障がい福祉サービス事業所等を対象として職員の緊急雇用に係る費用や代替場所の確保費用を補助するサービス継続支援事業を、令和2年度に引き続き実施するとともに、一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合であっても、国の通知に基づき、障がい福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等について、現在も柔軟な取扱いを継続しているところですので、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-7986

番号	2、
項目	<p>国保料・介護保険料等の値上げをやめ、社会保障の一層の充実を。</p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であり、その理念に基づき、介護保険料の設定につきましても、介護保険法施行令の規定により、本人の所得状況だけでなく、世帯全員の課税状況によって、きめ細かい保険料段階を設定することとなっております。</p> <p>また、介護保険制度では、制度の維持と事業の円滑な運営を図るため、各市区町村において3年ごとに介護保険事業計画を策定し、必要となる介護サービスに係る費用を見込み、介護保険料を設定しています。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多いという特性があります。また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっていることから、介護サービスに係る費用も大きくなっています。令和3年度から令和5年度までの第8期の介護保険料につきましても、こうした状況に加え、介護保険料に直結する介護報酬の増額改定の影響もありますが、介護給付費準備基金の取崩しや保険料段階の変更を行うなど保険料必要額の縮減を図り、基準となる月額保険料を8,094円と設定させていただいたところです。</p> <p>なお、低所得者の保険料軽減として、平成27年度からは、国による「公費投入による低所得者保険料軽減」の実施により、本市においても、低所得者の保険料軽減として保険料段階が第1段階・第2段階の方へ新たに公費による保険料軽減を行っており、令和元年度からはさらに軽減幅を拡大し、第1段階から第4段階の方を対象として実施しております。</p> <p>また、本市では、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、公費による保険料軽減強化を行う前の第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。</p> <p>高齢化の進展による給付費の増加により介護保険料の大幅な改定を余儀なくされていることから、今後も介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げること等により、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう、引き続き国に対し要望してまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課(管理グループ) 電話：06-6208-8028</p>

番号	2、
項目	<u>国保料・介護保険料等の値上げをやめ、社会保障の一層の充実を。</u>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄うことが原則であり、事業を安定して運営していくためには、被保険者の方にも応分の負担をお願いせざるを得ないものと考えます。</p> <p>平成 30 年度からの国民健康保険の都道府県単位化により、本市では大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、令和 5 年度までの経過措置期間を経て「府内統一保険料率」となるよう改定を行っていくこととしていますが、被保険者のみなさまの保険料負担が急激に増えないよう、令和 2 年度に引き続き、激変緩和措置(約 14 億円)を講じるなど、令和 3 年度当初予算では、約 350 億円の市税等を一般会計から繰り入れ、負担軽減に努めています。</p> <p>本市といたしましては、中間所得者層の保険料負担の緩和や今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国保の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化など制度の抜本的な改革の実現について、引き続き国に要望を重ねてまいります。</p>	
担当	福祉局・生活福祉部 保険年金課(管理グループ) 電話：06-6208-7961

番号	2、	
項目	保育料の値上げ、保育所の民営化をやめる。閉鎖中の保育所の活用を。	
<p>(回答)</p> <p>保育料は、国が定める基準を上限として市町村が定めることとなっており、各世帯の所得に応じた額をご負担いただくことが基本となっています。</p> <p>本市は、独自の財源を投入することにより、国基準の保育料から軽減を行うなど、子育て世帯への経済的負担の軽減に努めてきました。</p> <p>平成 29 年度からは、年収約 360 万円未満のひとり親世帯等の料金をさらに軽減するなど、負担軽減に向け取り組みを進めているところです。</p> <p>また、令和元年 10 月より、国において幼児教育・保育の無償化が開始され、3～5 歳児及び非課税世帯の 0～2 歳児の保育料の無償化が実施されるなど、保育料を大幅に軽減する方向で施策は推進されています。</p> <p>公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。</p> <p>また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。</p>		
担当	こども青少年局 保育施策部 保育企画課 こども青少年局 保育所運営課	電話：06-6208-8106 電話：06-6208-7574



番号	2、
項目	住民の合意なき学校の統廃合をやめる。学校で働く教職員の権利を守り、意見表明の自由を保障すること。拙速なオンライン授業の見直しを。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、令和2年4月に大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定しました。</p> <p>令和2年4月に施行した条例の内容については、小学校の規模を適正規模である12学級から24学級にするよう努める義務を教育委員会に課すること、また、適正規模を下回り、今後も適正規模になる見込みがない小学校について、学校再編整備計画を策定・公表すること、その計画には再編の実施時期、実施後の小学校の所在地やその他、教育委員会規則で定める事項を記載することとし、その計画等について、保護者等の意見を聴かなければならないと義務付けるものとしています。また、計画の変更についても規定しています。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>これまで、大阪市におきましては、重要な教育施策について協議、調整を行うことにより、教育行政の方向性を市長と教育委員会で共有し、一致してその執行にあたってまいりました。特に、児童生徒のためである施策を、保護者の意見を尊重しつつ、きちんと児童生徒のもとに届けるには、市長及び教育委員会の方針と学校現場の思いがかい離してはならず、現場教職員の意見を反映することが必要となります。</p> <p>学校教育の在り方は、子どもたちの最善の利益などの不易の目的とともに、社会変化に対応した変化も求められます。不易流行の考え方を大切にしながら、教育委員会と学校が力を合わせ、法令や条例、教育振興基本計画で定められた方針並びに予算などの条件の下で、子どもたちにとって将来にわたって必要となる力をはぐくむべく最大限の効果を出すよう、全力を尽くさなければならぬと考えます。</p> <p>教育委員会といたしましても、指示や指導という形での一方通行の発信ではなく、学校現場の</p>	

声に耳を傾けながら施策の趣旨を丁寧に説明するなど、双方向でのコミュニケーションに努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、令和3年4月26日(月)～5月21日(金)の期間中における本市立小中学校の教育活動については、各家庭でICTを活用して、オンデマンド教材の視聴、家庭向けプリント配信サービスの活用、双方向通信、インターネットを活用した調べ学習などを、学年や教科に応じてプリントを活用した学習等と組み合わせて実施するよう通知しておりました。

ICTを活用した学習について、調査を実施して各校の状況を把握したところ、主な課題として、校内等の通信環境が不安定であることなどがあげられておりました。通信環境については、回線の負荷軽減のためにネットワーク構成の再構築を進めるとともに、再構築完了までの暫定対応としてモバイルルータを整備して対応しております。また、各校1名のICT教育担当教員への研修を実施するとともに、希望する教員を対象とした実践的な研修を夏季休業期間中から行っております。

今後も、教員向けの研修会を充実させるとともに、引き続きICT支援員等による学校訪問や、コールセンターによる問い合わせ対応など学校への支援を進めてまいります。

担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9111
	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当	電話：06-6208-9186
	教育委員会事務局 総務部 教育政策課（ICT推進）	電話：06-6208-9046

番号	2、
項目	まちづくりは、住民の理解と協力、合意にもとづいて施策の展開を図ること。地域に残された施設（老人センターなど）の有効活用についての検討を求める。
<p>（回答）</p> <p>本市では、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、高齢者の地域福祉活動を支援することを目的として、各区に1施設（北区と中央区には各2施設）老人福祉センターを設置しております。</p> <p>老人福祉センターでは、高齢者のニーズをもとに、各種事業を行っているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	2、
項目	敬老パスの復活、 <u>路線バス運行の見直し</u> を
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>現在のバス路線については、市民・利用者に必要なバスサービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、交通施策として必要な路線の維持を目指し、利用動向に応じた見直しを全市的に行い、設定したものです。</p> <p>その結果、市域内はバス路線と鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全市として利用状況に見合った、必要なサービスを確保できていると考えています。</p>	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話：06-6208-8895

番号	2、
項目	敬老パスの復活、路線バス運行の見直しを。
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>敬老優待乗車証交付制度は、高齢者の方々に敬意を表するとともに、高齢者の社会参加の推進を図ることを目的としたいきがい施策であり、市内に住所を有する70歳以上の方を対象としています。</p> <p>敬老優待乗車証(敬老パス)をお持ちの方は、Osaka Metro(オオサカメトロ)が運行する地下鉄、ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを1乗車50円でご乗車いただくことができます。</p> <p>本制度は多く的高齢者が利用されており、高齢者の方のいきがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重要な制度であることから、今後も制度を維持継続していくために、利用1回につき50円のご負担をいただいております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8054

番号	3
項目	<p>夢洲での万博開催 <u>カジノ・巨大開発をやめること</u>。そこに投入されるお金を市民生活の維持・向上に役立てること。</p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>大阪・夢洲へのIRの立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものであります。</p> <p>また、IRは民設民営の事業であり、民間の活力を活かして、プラスの効果を実際大限引き出すとともに、懸念事項の最小化に取り組んでまいります。</p>	
担当	IR推進局 推進課 計画グループ 06-6210-9234

番号	3
項目	<p>夢洲での万博開催 <u>カジノ・巨大開発をやめること。そこに投入されるお金を市民生活の維持・向上に役立てること。</u></p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>2025年日本国際博覧会(以下、大阪・関西万博)は、わが国の成長の起爆剤として、大阪のさらなる発展につなげる重要な国家プロジェクトであり、貧困や健康・福祉など、人類が直面する様々な課題の解決やSDGsの達成に貢献するものです。</p> <p>万博誘致時点に国が試算した大阪・関西万博の経済波及効果は約2兆円となっており、日本の経済成長・発展に寄与するものであると考えています。</p> <p>また、大阪・関西万博を契機に、世界、日本全国の人々が大阪を訪れることで、大阪・関西の活力・魅力を世界のより多くの人々に知っていただき、アピールする絶好の機会と考えています。</p> <p>引き続き、国・経済界・大阪府・公益社団法人2025年日本国際博覧会協会と連携して、開催に向けて取り組んでまいります。</p>	
担当	<p>経済戦略局 国際博覧会推進室 電話：06-6615-3028</p>

番号	4
項目	<p>「現在では、同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません」(平成 30 年 1 月 10 日)との回答であったが「同和地区」「同和地区住民」は存在しないことを各区・各局に徹底すること、及び「今日もなお『同和地区』が存在するかのよう主張」に対する教育・啓発をどのような形で行ったのか明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>同和問題(部落差別)につきましては、平成 31 年度以降各所属職員全員に研修を実施し、正しい理解につながる取り組みを進めているところであり、同和対策事業はすでに終了していることを説明しています。また、市民への啓発につきましても、同和問題(部落差別)についての正しい認識が得られるように啓発を行っていますが、必要に応じて同和対策事業はすでに終了していることを説明しています。</p>	
担当	<p>市民局 人権啓発・相談センター</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6532-7631</p>



番号	5
項目	<p>「部落差別解消推進法」及び付帯決議に関わって、「教育及び啓発、調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その地域の実情に応じた施策を実施してまいります」(平成 30 年 1 月 10 日)との回答に関わって、そのためにこの間、具体的に行った施策について明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>同和問題(部落差別)につきましては、平成 31 年度以降各所属職員全員を対象に研修を実施し、歴史的経緯や現状について正しく理解できるよう取組みを進めているところです。</p>	
担当	<p>市民局 人権啓発・相談センター</p> <p style="text-align: right;">電話：06-6532-7631</p>

番号	6
項目	<p>「同和対策事業の対象としての地域及び住民が存在していると受け取られかねないホームページの記述などについては、内容を確認・精査していきます」(平成30年1月10日)との回答に関わって、この間行った「確認・精査」の具体的事例をあげられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市ホームページに掲載している「同和問題(部落差別)」については、平成14(2002)年3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の失効により、特別措置としての同和対策事業は終了した旨などを記述しており、「同和対策事業の対象としての地域及び住民が存在していると受け取られかねないホームページの記述」はありません。</p> <p>当該ホームページの全体的な記載内容については、定期的を確認し、必要に応じて時点更新を行うこととしています。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話:(06)6208-7623</p>

番号	7
項目	<p>法務省人権擁護局調査救済課長「依命通知」(2018年12月)に「部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来にあるべからざる属性に基づく差別である」「特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということが出来る」とした認識が示され、また「6条調査」報告書(2020年6月)では「新たな差別を生じさせるおそれがある生活実態調査や学校教育現場における調査は実施すべきではないこと」と指摘したが、この点での大阪市の受け止めについて明らかにされたい。一部に「依命通知」「6条調査」を批判して「被差別部落」やその「当事者」を主張する動きも見られるが大阪市の見解を示されたい。</p>
(回答)	<p>同和問題(部落差別)に関する実態把握等につきましては、「部落差別解消推進法」及び附帯決議を踏まえ、国や他都市の状況を注視しながら、新たな差別を生じさせることの無いよう、適切に対応してまいります。</p>
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話:(06)6208-7619</p>

番号	8
項目	<p>「現在使用している『差別事象対応マニュアル』については、発生事象に適切に対応できるよう見直しを行う予定としています」(平成30年1月10日)との回答を頂いたが、今日の「マニュアル」を示して頂きたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>差別事象対応マニュアルについては、今日的な状況に合致するよう、令和元年度に直近の改訂をしています。いまなお、部落差別にかかわる差別事象が発生していることを踏まえつつ、同和対策事業の対象地域である同和地区や同和教育推進校の指定が行われていることはないことも明記しています。</p>	
担当	<p>市民局 人権啓発・相談センター</p> <p>電話：06-6532-7631</p>

番号	9
項目	<p>「人権問題に関する市民意識調査」(2020年度)の内容の中に「調査により新たな差別を生むことがないように留意」との市の回答と相容れない設問があったと考えるがその点の認識はどうか。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市といたしましては、市民意識調査を実施する際に、過去に存在していた制度上の文言を用いる場合には注釈をつけるといった対応を行い、市民の間に誤った認識を生むことがないように留意しています。</p>	
担当	<p>市民局ダイバーシティ推進室人権企画課      電話 : (06) 6208 - 7611</p>

番号	10
項目	<p>各地域の公園や公共施設に設置されている「部落」を表示している石碑やステッカーの撤去については、「今後、公園全体の再整備時などに、各施設の老朽化による安全等を考慮し、個別に判断してまいります」(平成30年1月10日)と回答されたが、この回答からすでに3年余経過しています。</p> <p>浪速地域では、公園に設置されている石碑に「部落解放同盟浪速支部」や部落解放同盟委員長の「上杉佐一郎」の個人名が印字されています。これはこの地域が「部落」であり「同和地区」であることを宣伝しているものです。</p> <p>公園に設置しているので「老朽化」の安全ということは、本来、関係がなく撤去すれば済む問題です。市はすでに「同和地区」は存在していないと明言しています。このことから言っても一日も早く撤去すべきです。また、市内各地についても石碑だけではなくきちっと調査して、一日も早くこうした文言を撤去することを要請します。</p>
(回答)	<p>都市公園内には、教養施設として数多くの記念碑や顕彰碑などがありますが、それらを含め個々の公園施設の撤去の適否については、今後、公園全体の再整備時などに、各施設の老朽化による安全性等を考慮し、個別に判断してまいります。</p>
担当	建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6469-3845

番号	11
項目	<p>2020年2月6・13日にNHK大阪放送局はEテレ番組「バリバラ」で大阪市内の特定地域を「部落」だと放送した。これは地域と住民に対する許しがたい偏向報道である。NHK大阪放送局がこうした報道を二度と繰り返さないよう大阪市は毅然と対処されたい。改めて申し入れる。</p>
<p>(回答)</p> <p>当該テレビ番組の放映に関わっては、2020年9月にNHK大阪に対し、「特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する情報」については非常にセンシティブな情報であること、また、平成14(2002)年3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の失効により、特別措置としての同和対策事業は終了し、同和対策事業の対象とした地域(いわゆる同和地区)は存在しないと考えていることについて説明を行いました。</p> <p>引き続き、同和問題(部落差別)についての正しい認識が得られるように啓発を行ってまいります。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話:(06)6208-7623</p>

番号	12
項目	<p>「『大阪市同和問題に関する有識者会議』は、『人権問題に関する市民意識調査』結果に見られる課題やインターネット上の人権侵害事象など同和問題における現代的な課題の解決に向けて幅広く求めるために開催しております」(平成30年1月10日)との認識を示されたが、「同和問題における現代的な課題の解決」とはどんな内容か。また、具体的な方策を明らかにされたい。</p> <p>またインターネット上の問題を過度に協調する動きが一部にみられるが、それは住民の生活の中には存在しない問題であり、ネット空間でその真偽も含め丁寧に議論すべき課題である。基本的には司法判断に委ねられるべき性質の問題であり、過去におかした過ち(行政や解同の判断を優先させた)を繰り返すべきでない。あくまでも表現の自由を尊重しながら市民の自由な意見交換の中で解決すべきものである。この点での大阪市の認識はいかなるものが示されたい。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「同和問題における現代的な課題」の一つとして、不当な差別的取扱いを助長し、または誘発することを目的として、インターネット上で、特定の地域が同和地区である、またはあったと指摘する情報が掲載されるなどの問題があるため、引き続き、同和問題(部落差別)についての正しい認識が得られるように啓発を行っていく必要があります。そうした課題の解決に向け、大阪府などとともに、国に対して部落差別を含む様々な差別行為を防止するための法的措置を含む実効性のある対策を求めています。</p> <p>インターネットによる人権侵害につきましては、情報通信技術の社会への浸透に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の書き込みなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。このような書き込みは人を傷つけるものであり、書き込みをした人が罪に問われることもあります。そのため、一般のインターネット利用者に対して、人権に関する正しい理解を進めるための取組みを行っています。</p> <p>なお、本市が取組みを進めるに当たっては、日本国憲法の保障する表現の自由を不当に侵害しないよう留意しています。</p>
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課                      電話:(06)6208-7623、7611</p>



番号	13
項目	<p>歴史的使命を終えた「大阪市同和問題に関する有識者会議」を廃止するとともに「同和行政の完全終結」を宣言されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>「大阪市同和問題に関する有識者会議」は、「部落差別の解消の推進に関する法律」第6条に基づく部落差別の実態に係る調査結果報告書で示された今後の施策の在り方を踏まえ、同和問題(部落差別)における現代的な課題の解決に向け、本市の状況に応じた課題などについて、学識経験を有する者その他関係者の意見を聴くことを目的として開催しています。</p> <p>有識者会議においていただいた意見は、「大阪市人権施策推進審議会」に報告し、本市の人権施策の参考としています。</p> <p>また、本市では、平成14(2002)年3月末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)」の失効により、特別措置としての同和対策事業は終了した旨をホームページに掲載しております。</p> <p>同和問題(部落差別)につきましては、さまざまな人権課題の一つとして、引き続き、人権啓発に取り組むなど、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりを進めてまいります。</p>	
担当	<p>市民局 ダイバーシティ推進室 人権企画課 電話:(06)6208-7623</p>